

退職金不支給問題

- ▶ 1000円横領して懲戒免職されたバスの運転士について、最高裁が退職金約1200万円の全額不支給を有効と判断した。
- ▶ 公務員が懲戒免職された事案で退職金全額不支給が有効だという最高裁判決が相次いでいる。公務員の場合、支給者側の大幅な裁量を認めて、懲戒免職の場合に退職金全額不支給を適法とする流れが定着した感がある。
- ▶ 民間では、鉄道会社の社員が休みの日に痴漢行為をして、懲戒解雇された事案で、退職金3割支給を認めた裁判例がある。その後、同じような判断をする裁判例が相次いだことから、懲戒解雇でも3割くらいは退職金を支払わなければならない、と思いついでいる会社もある。ただこれは事案によるので、一般化は間違いである。
- ▶ 民間企業でも、近時は退職金不支給を有効とする裁判例は増えている。

長期の自宅待機命令が違法

- ▶ 銀行の課長代理で問題行動が改善されず、銀行は退職勧奨をして自宅待機を4年間命じたという事案。賃金は100%支払っていた。
- ▶ 自宅待機とはいえ、実質的には執拗すぎる退職勧奨に等しいとして違法性が認められ、慰謝料300万円の支払が命じられた。
- ▶ 自宅待機の場合、業務命令なので賃金が100%発生するが、休業手当とか無給でもよいのかという議論がある。
- ▶ 法的には、休業手当とか無給で足る場合はある。100%賃金が発生する場合（民法536条2項の場合＝故意過失または信義則上これに同視すべき場合）、60%の休業手当で足りる場合（労基法26条の場合）、60%の休業手当すら不要な場合（不可抗力の場合）と3パターンがある。
- ▶ ただ、実務的には、賃金が減ると必死で抵抗する労働者がいるので、100%賃金支払の方が楽なことが多い。
- ▶ 今すぐトラブルがなく、一定期間出勤を控えてもらいたいというのであれば、「今すぐ帰宅し、処分が決まるまで自宅待機とする。賃金は100%支払う」というのが一番スムーズである。支払をケチるからトラブルになる。